

海区便り

V o l . 5 6

はじめに

◎第299回（第20期第8回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、矢田、濱田、亀谷、田中、升谷、小中、安部委員

欠席委員：なし

開催日時：平成25年12月3日（火） 10：30～11：30

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎 1階会議室

議題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

国の基本計画変更に伴って、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問がされ、審議が行われました。以下報告された変更点です。

・平成26年漁期知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	平成25年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさば並びにすわいがにについては、平成25年7月から平成26年6月まで)の知事管理量	平成26年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさば並びにすわいがにについては、平成26年7月から平成27年6月まで)の知事管理量
まいわし	31,000トン	33,000トン
まさば及びごまさば	23,000トン	※1
まあじ	44,00034,000トン	38,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	※1

※1：平成26年のまさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

・平成26年漁期の中型まき網漁業への知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成25年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさば並びにすわいがにについては、平成25年7月から平成26年6月まで)の知事管理量	平成26年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさば並びにすわいがにについては、平成26年7月から平成27年6月まで)の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	30,700トン	32,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	22,000トン	※2
まあじ	中型まき網漁業	42,50032,700トン	36,000トン

※2：平成26年のまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

委員からは、まいわしの漁獲状況などについて質問がありました。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

2. クロマグロを取り巻く最近の情勢について（報告）

近年のクロマグロ資源確保への取組状況、沿岸くろまぐろ漁業の承認制導入などについて報告がありました。

- ・日本は、太平洋クロマグロの全体の7割強を漁獲しており、率先して国内措置の強化を図り、国際的な資源管理をリードしていくことが重要。
- ・国際的なマグロ管理機関（WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会）の科学委員会は、未成魚の漁獲量の更なる削減が必要とするなどの評価結果を取りまとめ。
- ・資源の持続的利用に向け、引き続き資源管理に積極的に取り組むこととし、その一環として、沿岸漁船漁業について、現在の届出制から承認制に移行し、隻数管理を実施する方針。

～沿岸くろまぐろ漁業の承認制の概要～

- ・漁業法第68条第1項に基づく、「広域漁業調整委員会の指示」による承認制。
- ・承認対象漁業：平成26年4月1日から同年12月31日の期間内に、動力漁船を使用して、日本海・九州西広域漁業調整委員会の管轄海域でクロマグロを捕ることを目的とする漁業。
- ・承認申請の時期：平成25年12月1日から平成26年3月10日まで。
- ・その他、承認期間中の承継は可。漁獲実績報告書の提出義務など。

※現在の届出制との関係

平成26年1月1日から同年3月31日までの間は、引き続き届出制による。ただし、現在、届出をしている者は当該期間については届出をしているものとみなし、新たな届出は要しない。

委員からは、県外船の承認申請方法、今後の規制強化の見通しなどについて質問がありました。

3. ズワイガニの資源管理について（報告）

島根県のずわいがにかにかご漁業の状況について報告がありました。

- ・現在9隻 ⇒ ①小型船（19トン、29トン）7隻（西郷港根拠） ②大型船（75トン）2隻（境港根拠）
- ・過去からの県外沖合底びき網等との調整の結果、多伎にわたる規制・ルールに基づく操業を行っている。

[主な規制等]

項目	概要	
操業区域	・A海域[許可内容] ※A海域…富山から島根までの海域 ・緯度経度等で操業区域を各ごとに限定[制限条件] ⇒三度沖、隠岐東部、隠岐堆	
体長等制限	・雄がに…甲幅9cm未満採捕禁止[省令] ・雌がに…採捕禁止[制限条件]	
操業期間	・11月20日から2月末日[許可内容] ・(30t未満船)…11/23～2/23、(30t以上船)…11/23～2/5[協定] ・水ガニ…1/20～漁期終了[協定]	
漁具	籠数	・360個以内[制限条件]
	連数	・(三度沖、隠岐堆)…4連以内、(隠岐東部)…5連以内[制限条件]
	大きさ	・かご…底直径1.3m未満、高さ1.2m未満、開口部直径0.4m以上[制限条件]
	網目	・網目13cm以上[制限条件] ・網目15cm以上又は9.5cm以上の円形脱出口(リング)装着[協定]
操業方法	・魚礁内操業の禁止[協定] ・魚礁周辺では1辺のみ、2連まで操業可[協定]	
TAC	・大臣管理漁業として、関係府県の沖合底びき網とともに漁獲実績にて配分[協定]	
その他	標識設置等	・漁具両端へのブイ、ボンデン、標識等の設置[制限条件、協定等] ・ブイ等への船名等の明記[漁調通知、協定等]
	位置報告	・操業ごとに漁具設置位置と籠数を関係機関へ迅速に報告[協定]

・TACと漁獲実績

項目		H21実績		H22実績		H23実績		H24実績		H25
TAC	当初分	138.0	—	129.2	—	134.1	—	127.0	—	108.6
	追加分	0.0	—	10.0	—	27.0	—	50.0	—	—
	合計	138.0	—	139.2	—	161.1	—	177.0	—	108.6
漁獲実績	西郷船	93.0	(69.0)	95.8	(78.1)	98.2	(73.2)	138.0	(79.9)	—
	大型船	41.8	(31.0)	26.9	(21.9)	35.9	(26.8)	34.8	(20.1)	—
	合計	134.8	(100.0)	122.7	(100.0)	134.1	(100.0)	172.8	(100.0)	—
TAC消化率		97.7%		88.1%		83.2%		97.6%		—

委員からは、TACの追加配分、操業区域などについて質問がありました。 漁獲量:トン、():%

連絡先

隠岐支庁水産局内 隠岐海区漁業調整委員会事務局
Tel：08512-2-9669 Fax：08512-2-9674